

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税務課)

訓令

岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令

(税務課)

号外(一) 令和三年七月三十日

規則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二百号

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県税条例施行規則(昭和二十五年岐阜県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 電子計算機を使用して作成する県税関係帳簿の保存方法等の特例(第二百五条 第一百七十七条)」を削る。
第四章を削る。

「
第百四十四号様式
第百四十五号様式

第百四十四号様式
第百四十五号様式

第百四十六号様式
第百四十七号様式

様式目次中
第百四十八号様式

第百四十八号様式

- 県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書 第百五条
- 承認済県税関係帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書 第百五条
- 県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書 第百六条
- 県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の変更の届出書 第百六条

主たる事務所又は事業所の移転に係る県
 税関係帳簿の電磁的記録等による保存等 第七十七条
 の承認申請書

第四百四十三号の三様式中「**県**」を「**岐阜**」に、「**磁気記録用紙**」を「**磁気記録用紙**」に、「**磁気記録用紙**」を「**磁気記録用紙**」に、「**磁気記録用紙**」を「**磁気記録用紙**」に、「**磁気記録用紙**」を「**磁気記録用紙**」に改める。

第四百四十四号様式から第四百四十九号様式までを削る。

附 則

1 この規則は、令和四年一月一日から施行する。ただし、第四百四十三号の三様式の改正規定は、公布の日から施行する。

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に改正前の第四百四十三号の三様式により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、改正後の第四百四十三号の三様式の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整をしたものによることができる。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第三十三号

総 務 部
 出 納 事 務 局
 各 県 税 事 務 所
 自 動 車 税 事 務 所

岐阜県税務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年七月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県税務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県税務処理規程（昭和六十年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正す

る。

目次中 「第四章 電子計算機を使用して作成する県税関係帳簿の保存方法等の特例」
 第五章 補則（第二百条・第二百一条）
 第九十九条 を「第四章 補則（第九十九条）」に改める。

第四章を削る。

第二百条第一項第一号中「第三条又は農村地域工業等導入地区における岐阜県税の特例に関する条例（昭和四十六年岐阜県条例第二十九号）第三条」を「第六条」に、「別記第三百六号様式」を「別記第三百四号様式」に改め、同項第二号中「別記第三百七号様式」を「別記第三百五号様式」に改め、同条第二項第一号中「別記第三百八号様式」を「別記第三百六号様式」に改め、同項第二号中「別記第三百九号様式」を「別記第三百七号様式」に改め、第五章中同条を第九十九条とする。

「第三百四号様式 県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認等通知書」

「第三百五号様式 県税関係帳簿の電磁的記録（電子計算機出力マイクロフィルム）による保存等の承認取消通知書」

別記様式目次中

第三百六号様式	県税課税免除決議書	第二百条第一項
第三百七号様式	県税課税免除等決議書	第二百条第一項
第三百八号様式	県税課税免除通知	第二百条第二項
第三百九号様式	県税課税免除等通知書	第二百条第二項

三 項

四 項

「第三百四号様式 県税課税免除決議書」 第九十九条第一項
 「第三百五号様式 県税課税免除等決議書」 第九十九条第一項
 「第三百六号様式 県税課税免除通知書」 第九十九条第二項
 「第三百七号様式 県税課税免除等通知書」 第九十九条第二項

改める。

別記第三百四号様式及び別記第三百五号様式を改める。

別記第三百六号様式中「第200条」を「第199条」に、「新増設設備」を

「新増設設備」を

「新増設設備」に

「取得等設備」に

「取得等設備」に

「第 年 年度」

「第 年 年度」

「新」

増設設備」を「取得等設備」に改め、同様式を別記第三百四号様式とする。

別記第三百四号様式中「第200条」を「第199条」に、「新増設設備」を

「第 年 年度」

「第 年 年度」

「新」

同様式を別記第三百五号様式とする。

別記第三百八号様式中「第200条」を「第199条」に改め、同様式を別記第三百六号様式とする。

別記第三百九号様式中「第200条」を「第199条」に改め、同様式を別記第三百七号様式とする。

附則

1 この訓令は、令和四年一月一日から施行する。ただし、第二百条第一項第一号の改正規定（「第三条又は農村地域工業等導入地区における岐阜県税の特例に関する条例（昭和四十六年岐阜県条例第二十九号）第三条」を「第六条」に改める部分に限る。）並びに別記第三百六号様式の改正規定（「第200条」を「第199条」に改める部分及び同様式を別記第三百四号様式とする部分を除く。）及び別記第三百七号様式の改正規定（「第200条」を「第199条」に改める部分及び同様式を別記第三百五号様式とする部分を除く。）は、令和三年八月一日から施行する。

2 改正前の岐阜県税事務処理規程の様式による用紙で知事が必要と認めるものは、当分の間使用することができる。

